

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第2回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会
日時	令和4年3月16日(水)午後1時30分から3時30分
場所	市民活動センターリードあしや2階会議室C(事務局、傍聴)、ウェブ会議
出席者	会長 平野 隆之 副会長 吉田 督 委員 川畑 香、藤川 喜正、谷 仁、針山 大輔、三芳 学 杉江 東彦、山岸 吉広、倉内 弘子、中山 裕雅 欠席委員 岸本 和子、上畑 真理 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、黒田 樹里、井上 利夫 三田谷治療教育院 中野 美智子、佐藤 久愛 山の子会 若林 伸和、楠 正暢 関係課 福祉部生活援護課 西川 隆士
事務局	福祉部地域福祉課 吉川 里香、安達 昌宏、岡本 ちさと、横道 紗知
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者13人中11人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 配慮を要する内容を含むため議事(1)ア(ウ)のみ非公開とした。
傍聴者数	1人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

ア 各事業における令和3年度の実績について(令和3年12月末時点)

- (ア) 自立相談支援事業
- (イ) 就労準備支援事業
- (ウ) 地域まなびの場支援事業

(2) 協議

ア 第4次地域福祉計画にかかる重層的支援体制整備事業について

(3) その他

2 提出資料(当日資料については画面共有で資料提示)

- 事前資料1 自立相談支援事業の実績(令和3年12月末時点)
- 事前資料2 自立相談支援事業における令和3年度の実績
- 事前資料3 就労準備支援事業の実績(令和3年12月末時点)
- 事前資料4 就労準備支援事業における令和3年度の実績
- 事前資料5 地域まなびの場支援事業(任意事業)の実績(令和3年12月末時点)
- 事前資料6 地域まなびの場支援事業における令和3年度の実績
- 事前資料7 第4次地域福祉計画(一部抜粋)
- 当日資料1 就労準備支援事業プログラム写真
- 当日資料2 就労準備支援事業における居場所づくり取組事例
- 当日資料3 重層的支援体制整備事業会議関連イメージ

3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまより令和3年度第1回生活困窮者自立支援推進協議会を開催いたします。

まず初めに、令和3年10月に人事異動により、新たな委員として、芦屋健康福祉事務所の岸本委員が就任しました。本日は他の公務のため欠席されておりますが、本協議会の委員とされましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長より開会のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(平野会長)

今回は、年度末の実績を皆様と確認し、次年度につなげたいと思っておりますし、コロナ禍が、生活困窮者自立支援制度にどのような影響があるのかを含めて、また、次年度は家計改善支援事業が開始ということで、全般的に生活困窮者自立支援制度の事業のメニューが整ってくるということになりますので、ぜひ次年度に向けて、委員の皆さまそれぞれの立場からご意見をいただき、より充実した事業が推進できるようご協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 報告

ア 各事業における令和3年度の実績状況について（令和3年12月末時点）

(ア) 自立相談支援事業

(平野会長)

令和3年度の実績状況について、自立相談支援事業三谷さんをお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

新型コロナウイルス感染症による影響がまだ色濃く残っていた1年でした。住居確保給付金や生活福祉資金（新型コロナウイルス特例）を希望される方が非常に多く、新たな経済施策の新型コロナウイルス感染症自立支援金への相談対応に従事してきました。

総合相談窓口の最近の傾向としては、新型コロナウイルス感染症が原因で減収しているとは判断しにくい世帯が増えています。国の経済施策を全て使い切ってしまった世帯から、他に何か使える経済施策がないかという問合せが増えています。

また、生活保護を受給したことで、経済的な課題は一定解決する方について、大きな課題であった経済的課題が解決することで、「やる事がなくなった」「話し相手がない」という、社会的孤立が新たな課題として感じる人が多いです。

自立相談支援事業から生活保護へつなぎ、受給が開始してからも電話や来所により話を聞く機会が多くあります。緩やかにつながり続けるという支援も大切だとは思いますが、1人の相談員や専門職が続けてずっとできるものではないと感じます。地域住民と協力し、地域とのつながりの中で、その方が地域の中で生活する一員として、お互いを知っていくことができるような社会参加の支援をこれからは意識する必要があると思っています。そのことについては、生活保護のケースワーカーも一緒に考えていただき、支援の方向性を同じ方向を向いて取り組んでいくことが必要ではないかと考えています。

新たな課題として、ダブルケアやヤングケアラーの課題を抱えた世帯への相談窓口の周知を検討すべきであるということで、チラシを作成し、配布しました。ヤングケアラーや新たな課題を抱える世帯がどうすれば相談窓口へつながるのか考えていく必要があるというのが課題です。

経済的な課題を抱える子育て世帯へ、アウトリーチ等踏み込んだ形で支援を行っていきたいと考えており、子育て推進課と連携し保育料や校納金が滞納となっている世帯へ、協力して関わっていくことで、初めてヤングケアラーのような課題が発見されるのではないかと考えています。

子育て世帯向けの支援として、ゆずりあいほほえみ支援があります。これは、国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金を活用して、学用品の購入や、今後は衣類の貸出しも検討しています。社協だよりに掲載したところ、賛同された市民よりランドセルの寄贈がありました。他にも、学用品等の支援に使ってほしいということで、高額の寄附をいただいたこともありました。

家計相談について、新型コロナウイルス感染症によって減収し、家計の立て直しが難しい世帯が多くあります。借金が膨れ上がり債務整理が必要な状況にある方も多いです。債務整理を提案しても、クレジットカードの使用ができなくなるなど、本人へ制限がかかることがあり、希望されない方もいますが、収支表を作成し、提案すると納得され、その道に進むということもあります。債務整理は時間がかかるため、途中で本人が挫折しないように、弁護士等と協力しながら、社会的に自立するところまで支援していく必要があると考えています。債務整理が終了した後、どのように生活を立て直していくのかということが見えないと、途中で心が折れてしまうため、その辺りも相談員が丁寧に関わっていきたいと思っています。

地域での居場所・役割について、ひだまりの会の参加者は高齢の方が多く、オンラインでの開催が難しい状況でした。まん延防止等が発令されると参加者の方から開催中止の提案があるなどしました。

中止になったとしても、つながりは持ち続けたいと思い、案内を郵送していました。メールが使用できる方には、メールで連絡を取ったりもしていました。

ひだまりの会の参加者の中で、本人の認知症状が進んだことで、高齢者生活支援センターの職員と訪問し当事者（ひきこもりの子ども）に会えたというケースがありました。就労準備支援事業につなごうと思ったのですが、直ちにつなぐのは難しい状況で、就労準備の手前の段階です。内職等の提案をするも、親の症状の進行が速いこともあり、「今はまだ何もやる気になれない」との発言がありました。しかし、相談員の月1回の訪問は受け入れていただいたので、少しずつつながりながら、ゆっくりと就労準備につないでいければと思っています。

多機関連携について、つないだ後もつながり続ける必要があると感じています。

(平野会長)

生活保護受給者の社会参加について、生活援護課からご意見をお願いします。

(生活援護課 西川)

生活保護を受給されることで、生活自体は安定するけれども地域社会の中で孤立してしまっているという課題は、ケースワーカー側でも感じている課題であり、自立相談支援機関からつながったケース以外にもそういったケースがあります。

自立相談支援機関の相談員が生活保護につないだ後もつながり続けてくれるという話がありましたので、生活援護課としても協力していければと考えています。

(平野会長)

生活保護につないだ後もつながり続けることが、相談員の負担という面もあるため、地域社会の方の受皿が必要ということで、居場所の話もしていただいたと思います。

就労準備支援事業と連携という話もありましたが、社会参加の具体的なイメージ等はありませんか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

「くろまつ」や「寄ってカフェ」等の居場所を実施しているため、生活保護を受給されている方も利用していただけるような仕組みを作ることができればと考えています。

被保護者就労準備支援事業は実施されていませんので、生活保護受給者の方にどのように関わっていくかということが課題です。居場所に関わっていただくことで、ボランティア体験や地域で過ごしていくという参加につながっていく、受皿になっていければという話は、自立相談支援事業とも話していました。

(平野会長)

国の実践紹介で、「くろまつ」や「寄ってカフェ」の事例が取り上げられていました。この後、就労準備支援事業の報告の際に、具体的に報告していただきたいと思います。

(倉内委員)

自立相談支援機関から紹介を受けて、民生委員・児童委員が見守りに入りますが、その際に本人が暗い気持ち等を持たれてはいけないので、地域の催し事にお誘いすることがあります。今は、コロナ禍で地域の祭り等様々な行事が開催できていないのですが、コロナ禍までは、祭りにお誘いしたり、行事のお手伝いにお誘いしていました。そのような入り方で見守りを行っています。

(平野会長)

債務整理の件について、吉田副会長からご発言等ありますか。

(吉田副会長)

権利擁護支援センターから紹介される債務整理の件数が増えてきていると感じています。

特徴的なのは、コロナ禍以前は特に問題がなかった方が、新型コロナウイルス感染症の影響で行き詰っているのかなというケースが散見されます。

そのようなケースの特徴として、支援者のアドバイスもあって、法律相談までは来るが、その後弁護士へ依頼して法的手続きに入ることがとてもハードルが高いようです。

市役所の法律相談や法律事務所で相談を受ける際には、法律相談に来られる時点である程度の気持ちの整理が固まっているため、スムーズに次の段階へ進む方が多いですが、権利擁護支援センターを介して相談を受ける際は、その辺りのハードルが高いようです。よく話を聞いていると、コロナ禍以前は、余裕はないけれど、なんとかやってこられたのに、コロナ禍で行き詰ったことに気持ちの整理がつかず、立ち止まってしまう方が多いのではないかと感じています。

(平野会長)

谷委員からは何かご発言ありますか。

(谷委員)

自立相談支援機関より債務整理の相談を受けて、本人の特性や希望を聞いて、弁護士との専門相談を設定しています。

毎週火曜日が専門相談の日ですが、仕事等で都合がつかない場合は、曜日や時間を臨機応変に対応し臨時相談という形で対応しています。

踏ん切りがつかない方が多いのは感じており、弁護士から、その方に応じた債務整理の方法を提案していますが、スムーズに進んでいないことも見受けられます。

ア 各事業における令和3年度の取組状況について（令和3年12月末時点）

(イ) 就労準備支援事業

(平野会長)

続いて、就労準備支援事業について、生活困窮世帯と生活保護世帯の就労準備支援事業の一体的な支援に関する課題も踏まえて報告をお願いします。

(三田谷治療教育院 佐藤)

地域での居場所・役割について、令和3年度より毎週月曜日に「つどい場 くろまつ」を実施しています。園芸、編み物教室、運動教室など参加者の希望も聞きながらプログラムを実施し、令和3年12月末までで25回実施しています。コロナ禍で開催が難しい場合、体操教室のプログラムでは講師がオンライン対応可能ということで、オンラインで開催しました。インターネット環境がある方は、オンラインで参加されるのですが、環境がない若しくは慣れていない方については、少人数に限って会場に来ていただき、こちらで準備したパソコンを通して参加していただきました。「くろまつ」を定期的で開催することで、プログラムの提供や、他者との関わりを持つ機会を作ることができたと思います。参加者は少人数ではありますが、少しずつ居場所としての役割ができているように感じています。

「寄ってカフェ」は、月に1回開催しており、令和3年12月末までで延べ20名に参加していただいています。昨年度に比べ微増しています。「寄ってカフェ」についてもオンラインで開催した回がありました。就労準備支援事業利用者で他県への転居により支援途中で終結してしまった方について、転居後もメールで繋がっていたため、オンラインで寄ってカフェを開催する際は声掛けを行い、参加していただき、芦屋市にお住まいの方と他県の方がつながる

というオンラインならではの光景も見ることができました。

若者相談センターアサガオの親の会に参加し、不登校・ひきこもりに悩みを抱える保護者に対し、本事業の説明を行い、アウトリーチを行うことで潜在化していた当事者に会うことができたケースがありました。

課題としては、困窮状態にあるひきこもりの方の支援については、行政や自立相談支援機関とより一層連携しながら関わる必要があると考えています。また、本事業利用者で、困窮状態にある方においては、経済的な基盤がないため、就労への焦りが先行して、プログラムや就労体験へ参加する必要性の意識が持ちにくい傾向がありましたので、生活状況を踏まえた支援の工夫が必要であると感じました。そのようなケースでは、自立相談支援事業で生活面を担っていただき、就労準備支援事業では就労面というように役割分担をしながら支援を行っています。

本事業の内容を認知してもらえるよう、引き続き自立相談支援事業と近隣の高校・大学へ訪問しています。個別で高校の先生から卒業生について相談があり、本事業へつながったケースがありましたので、出向いて事業説明を行うことの意義はあると感じました。

就労支援について、就労体験・ボランティア先の開拓を4件行いました。具体的な活動事例としては、福祉センターでの花の植替えや社会福祉協議会での赤い羽根募金の準備作業などがありました。

多機関と協力しながら、本事業の利用者が他の方と関わる場面が増えたと思いました。作業面でのアセスメントの機会にもなったと感じています。「くろまつ」の参加者の感想としては、「外出する機会が増えた」「人と話す機会が増えた」「週初めにあるので生活リズムを整えるのに良い」などがありました。課題としては、今年度は就労体験の利用がなかったため、また利用者のニーズに合わせた就労体験先の開拓等と開拓先での就労体験の実施をしていきたいと思っています。

自立相談支援機関との定期的な打合せにより、就労を課題とする方や、就労準備の前段階のケース共有を行うことで、いざ必要となった時にすぐに動けるように情報を把握しています。また、セルフネグレクト状態にある方について、何が本人の中で支援の糸口になるかわからないので、自立相談支援機関と意見を出し合いながら、情報共有に努めています。

「くろまつ」や「寄ってカフェ」に、生活保護受給者の方で、「働きたいけど働けない」や「就労の意欲が沸かない」という方にも居場所として参加していただくことや、就労体験も実施していければ良いのかなと思っています。

(平野会長)

次年度から、芦屋市では重層的支援体制整備事業を実施しますが、そこでも参加支援やアウトリーチの継続的な支援が並んでいます。

就労準備支援事業で、資源の開発も含めアウトリーチ的な取組を熱心にされているように思います。アウトリーチを実施する上でのポイント等がありますか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

関わっている対象の方に何ができるのかということを考えています。

また、その方がまずは何が好きなのかということを知り、既にあるのものは活用し、ないものについては、作れるものは作ってあげれば良いのではないかと考えています。

面談だけでは距離が縮まらないので、同じ作業する等を意識し、一緒に楽しむという気持ちを持つことで距離も縮めていけるのではないかと考えて取り組んでいます。

(平野会長)

重層的支援体制整備事業では、アウトリーチが1つのキーワードになっていますので、生活困窮者自立支援制度に限らずアウトリーチについて検討する自主グループを結成していただきたいと思います。窓口に来づらい人や、窓口に来て支援が途切れてしまう人たちへどのように関わっていくかというのは1つの大きなポイントになってくると思いますので、そのような検討チームを考えていただければと思います。

(社会福祉協議会 三谷)

社会福祉協議会の地域福祉係において、子ども食堂や地域の方が立ち上げようとしている地域での居場所づくり等を、生活支援コーディネーターと一緒にバックアップして取り組んでいることがありますので、そういうところのつながりは、生活困窮部門だけでは難しい部分がありますので、協力してできればと思っています。

(平野会長)

アウトリーチをしても地域は広いので、生活支援コーディネーター等が関わっている居場所につなげられる方が効果的だと思いますし、広い意味でアウトリーチをどう考えていくかということが大きなテーマだと思います。

国が作成した、当日資料2の内容は、居場所の要素が強く、アウトリーチの要素が弱く見えるように思いますが、上手くまとめられているという理解で良いのでしょうか。

(三田谷治療教育院 佐藤)

居場所の要素が高い紹介になっているように思います。

実際に居場所だけでなく、プログラム等につなげて社会参加に向けていければというところもありますが、当日資料2の内容確認を行った段階では、私自身の理解も追いついていないところもあったので、一度整理したいなと思います。

参加者側からすると、わかりやすい方が良いとは思いますが、実状も取り入れると、1枚でどのように表現するのが適切か悩むところです。

(平野会長)

居場所で片づけてしまうと、居場所止まりになってしまいますが、居場所にも様々な要素があるので、上手く表現できるよう考えていただきたいと思います。

三芳委員からは何か意見等ありますか。

(三芳委員)

今回の居場所の部分では、就労準備支援事業での取組は障がい部門でも助かっている部分があります。障がいのある人が居場所に通われていたり、反対に就労準備支援事業から障がいの特性があるのではないかとということで、障がい者相談支援事業の方に協力要請があり、医療受診や治療につながることもあります。支援の入口という面でも、居場所は非常に助かっています。

(平野会長)

1つの入口だという捉え方はとても良いと思います。

形式的な相談だけが支援の入口ではなく、居場所も入口なのだというイメージが広がっていけばと思います。

生活保護受給者の方も居場所に参加してもらえればという報告について、生活援護課から何か意見等ありますか。

(生活援護課 西川)

生活援護課には、就労支援員が1名配置されており、ハローワークと連携した一般就労を目指すような就労支援という形をとっていますが、就労に意識が向くまでの間というのは、今までも苦労してきている部分ですので、就労準備支援事業のような事業に参加させてもらえるのであれば、生活援護課の就労支援員の派遣も含めて考えたいと思います。

(平野会長)

国の政策としても、生活困窮と生活保護の一体的な支援というのは言われていますので、ぜひ実現できれば良いと思います。

川畑委員は何か発言等ありますか。

(川畑委員)

疾患に関わらず広く受診に来られるという面で、様々な気づきの発見の最初の場面になることが多くあります。受診に来られた子どもや保護者の様子から、どこかで支援をしてもらえる場所があれば良いと思うことが度々あります。

診療を続ける中で、どこにつなげば良いのか、余計なお世話になってしまうのではないかなど色々と悩むところがあります。

(平野委員)

自立相談支援機関から川畑委員のクリニックへ出向いていただき、つなぎ先の一覧をお渡しされる等していただきたいと思います。

(社会福祉協議会 三谷)

気になる方がおられたら、ご連絡いただければ伺います。

ア 各事業における令和3年度の実施状況について（令和3年12月末時点）

(ウ) 地域まなびの場支援事業【非公開】

(2) 協議

ア 第4次地域福祉計画にかかる重層的支援体制整備事業について

(平野会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 吉川)

社会構造の変化ということで、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複雑化・複合化された問題が増えてきています。そういった問題においては、介護保険や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度等、単一の専門分野だけでは支援が難しいため、支援の難しさというの大きな課題となっています。そのため、行政を含めた多様な職種と協力した支援の必要性が求められています。そのような時代背景を踏まえ、地域共生社会に向けた社会福祉法の改正が行われました。地域共生社会とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、互いに支え合い、世代や分野を超えて「丸ごと」つながるといこととなっております。また、それを実現するため、令和2年6月に、各市町村が包括的な支援体制を整え、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行っていく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

重層的支援体制整備事業は、世帯丸ごと相談を受け付けたり、居場所づくりを含めた参加支援、地域での見守りが豊かになるような地域づくり支援を一体的に実施していくことを、行政として進めていくための事業となっています。

この事業に取り組むことで、今まで以上に各分野の支援体制の連携を強化したり、支援を必要とする潜在的な方に対しても適切な支援や制度につながるようになる、また参加のための支援や人と人とのつながりができるような地域づくりによって、深刻化するケースを未然に防ぐ、予防的に対応することできることを目指しています。

芦屋市では、令和3年度は重層的支援体制整備事業の移行準備ということで準備期間を設けていましたが、来年度からは本格的に実施に取り組んでいきたいと考えております。

その中では、新たに何かを進めるということではなく、これまで取り組んできたものをさらに充実させ、支援の網目を細かくし、もれ落ちていく人を少なくすることを進めていきたいと思っています。それは、専門職や行政だけが頑張れば良いというものではなく、それを支えていただく地域全体の中での協力・協働も必要になってくると思っておりますので、専門職から地域までを網羅しながら様々な取組を進めていきたいと考えています。

また、地域福祉計画の中に取組の方向性ということで「地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備」を書かせていただいております、多機関の協働や地域づくりの中心を生活困窮者自立支援制度が担い、様々な事業を進めていきたいと考えています。

多機関協働の推進から居場所などを通じて社会とつながりを持つという参加の推進にもつなげていき、それを支えるための地域づくりも進めていきたいと考えています。

市と福祉専門職が取組むべきこと、地域の方と協働することを意識するとともに、福祉に関心の薄い方々についても地域づくりに興味を持ってもらえるような関わりを広げていきたい

ということで、まちづくりの方とも一緒に進めていくことができればと思っており、それぞれの施策の立ち位置を関係図に落とし込んでいます。

また、「(仮)多機関協働推進会議」、「(仮)庁内連携会議」というものを新たに設けようと考えています。これは、連携の強化・促進や新たな連携先の開拓などを含め、これまで取り組めていなかったことを新たに組み込んでいきたいということもありますし、今まで取り組んできた活動を更に強化させていくために、新たに会議体を設けたいと考えております。これを作った段階では粗い図だったのですが、議論を重ねる中で少し明確になってきた関連図が当日資料3です。既にある会議体との関連性も含めてどういった連携があれば上手くいくのかということを考えて作った会議体のイメージ図です。

「①(仮)多機関協働支援会議」は、生活困窮者自立支援制度のケースなどを含め各分野で進めている相談支援の中での課題等を、現場レベルを中心に集約し、協働して取り組むことについて検討できればと考えています。また、アウトリーチを通じて継続的な支援や参加支援に必要な社会資源なども考えていくことができればということで、主に福祉専門職が集まった現場レベルでの会議体というものを設置したいと考えています。

また、そこから出てきた参加に向けての課題を合わせて、市域全体で地域づくりと橋渡しをしながら考えてくような会議体を持ちたいということで「②(仮)多機関協働推進委員会」を設置したいと考えています。

「②(仮)多機関協働推進委員会」は、現在、生活困窮者自立支援推進協議会として取り組んでいるものを、少しバージョンを変えた中で、今以上の多機関との協働を進めていくということを意識して進めていきたいと考えています。こちらの中では、専門職から出された課題や取組を整理しながら地域づくりの領域との連携について、協議をしていきたいと考えています。しかし、一足飛びで新しい委員会に変えるのではなく、令和4年度は本協議会の形のまま進めつつ、バックグラウンドで、ワーキングチームやプロジェクトチームを立ち上げながら、どのような会議のあり方が良いのかということを議論し、令和5年度から「②(仮)多機関協働推進委員会」を始動させていくような形を模索したいと考えています。また、生活困窮者に関する協議に関しては、この多機関協働と密接でありながらも、事業そのものの評価は必要であると思いますので、部会という形を取るのか、どのような形にするのかは未定ですが、本協議会は更に連携を広げるための多機関協働の委員会ということに発展させていきたいと考えています。

(平野会長)

第4次地域福祉計画の内容と、その中で出てきた多機関協働推進会議という会議を2種類に分けて設定すればどうかという2つの要素があったと思います。

また、2種類目の多機関協働推進委員会を地域づくりも視野に入れるような委員会として、本協議会の発展形態として移行してはどうかという提案がありました。

そういう方向性で、来年度1年かけて、本協議会のあり方を考えて、この推進協議会をその

委員会に移行して、元々推進協議会で協議していた内容を部会という形にしてはどうか。

生活困窮者自立支援制度を、地域共生を推進する中で重要な事業として位置づけて、参加支援や地域づくりの方に上手く活用できれば良いのではないかとということで、議論していきたいと思います。

中山委員ご意見等ありますか。

(中山委員)

(仮) となっていますが、会議体の名称はもう少し工夫が必要かと思っています。

どこにゴールを置くかという工程については、取組を進めながら考えることとなりますので、これについては各専門機関や関係機関から様々な知恵をお借りしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(平野会長)

会議体の名称で、重複しているところがあるのが少し混乱するかもしれません。

皆さんにとって、多機関協働という言葉にある程度理解があると思いますが、2016年から国のモデル事業として開始されました。芦屋市においては、多機関協働の推進ということ自体をモデル事業として実施している訳ではなかったと思いますが、来年度から本格的に実施することになりました。今までも社会福祉協議会が熱心に来てきていただいた成果を受け、相談機関が様々な形で個別ケースの検討を中心にした支援会議に展開しようということだと思います。

社会福祉協議会から、山岸委員から何かご意見いただけますか。

(山岸委員)

社会福祉協議会において、令和元年度にハートフル福祉公社と統合したのをきっかけに、介護保険事業を行うことになり、地域包括支援センターも持つ法人になりました。その中で相談部門の強化ということで、福祉センター1階に配置されている係長クラスで継続的に協議を行ってきました。その基盤となったのが、生活困窮者自立支援制度のケース検討であり、生活困窮を取り巻く情勢等を職員間で共有しながら進めてきました。

また、令和2年度は各分野の係長が集まって支援チーム会議という形で、ケース検討や相談支援の仕組みづくりに取り組んできましたので、重層的支援体制整備事業がそこに当てはまったということで、社会福祉協議会としても体制を整えて、さらに頑張っていきたいと思います。そして、芦屋市の中での包括的相談支援体制の構築に何らかの形で成果を出せればと考えています。

皆さんのご意見等を踏まえながら令和4年度以降取り組んでいきたいと思っています。

(平野会長)

ハートフル福祉公社との統合により、今までなかった介護保険系の事業を、社会福祉協議会の中で展開したということと、係長級の方々の連携による支援会議いわば多機関協働支援会

議の母体となるような先行する取組をやってきたという話でした。

針山委員からも何か意見等ありますか。

(針山委員)

地域包括支援センターやケアマネジャー等介護保険を中心に実践しているところでも、8050問題、ヤングケアラー等、家族介護者支援に多く関わってきています。多職種連携というのは、介護保険の分野で長年課題になっており、多機関連携は必要なネットワークだと理解していますので、尽力したいと考えています。

(平野会長)

高齢者を入口に、ヤングケアラーなど介護者の問題を世帯単位で支援するという一種の多機関協働の必要性を示された意見だったと思います。

三芳委員より障がい分野からの多機関協働への期待などがあればご意見をお願いします。

(三芳委員)

これまでは、生活困窮分野と障がい分野が一緒に動くということはありません、どちらかというと、生活困窮分野から障がい分野につながケースが多くありました。

しかし、例えば、障がいのある妻の介護のために、夫が仕事に行けないような状況で、その世帯に子どもがいたり、外国籍であったりというケースの場合、課題がかなり複合しています。そういう場合に、障がい分野・生活困窮分野・児童分野が一緒に関わっていくようなケースが最近では増えてきています。

例示したケースの場合は、生活困窮分野が世帯単位で支援のコーディネートや支援の中心的な役割を担ってくれます。また、ソロプチミストほほえみ支援基金などの資源も開拓して使ってくれています。

生活困窮分野や児童分野とコーディネートしていく部分については、重層的支援チーム会議というところで、そのような話ができるのかなということと、個別ケースの中での課題については、多機関協働支援会議で積み重ねながら、地域課題とは何かということを考えていくことができると思っています。

(平野会長)

全国的に見ても、多機関協働で、子どもの支援が漏れていくというのは一般的なことです。児童分野が他の部と連携しにくいというのが課題としてありますので、その部分も次年度検討していきたいと思えます。

子どもの貧困を入口とした多機関協働について、中山委員ご意見ありますか。

(中山委員)

教育委員会や児童分野で縦割りの弊害が出ていると感じています。

緻密に連携を取りながら、少しずつ進めるしかないのではないかと理解しており、今まさに問題が絡んでいるという状況です。

(平野会長)

機会があれば、次年度に児童虐待等の勉強会を進めていきたいと思います。

トータルサポートと多機関協働との関係があれば教えてください。

(事務局 岡本)

トータルサポートと多機関協働について、重層的支援チーム会議の検討の場には保健師も参加させていただき予定となっております。従来から、トータルサポートは制度の狭間の方への支援ということで、保健師の持つ強みで色んな世代に関われるというところで関わってきたという経緯・経過がありますので、これまでの蓄積も踏まえて今後も支援ができればと考えています。

(平野会長)

トータルサポートも多機関協働で重要な役割を担うという意味で、会議体関連イメージの図の中に追加してはどうか。

(事務局 岡本)

トータルサポートの追加を検討したいと思います。

(平野会長)

本協議会には、多くの関係機関に参加していただき、多機関性が高いと思います。

次年度は、本協議会のあり方の検討や芦屋市におけるアウトリーチの方法の検討等をしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

最後に、その他について、事務局から報告をお願いします。

(3) その他

(事務局 吉川)

令和4年度から、家計改善支援事業が開始する予定となっております。

これまでも債務整理等につきましては、吉田副会長をはじめ、権利擁護支援センター等と連携いただきながら支援を進めてきたところですが、家計に課題を抱えた方に特化した支援ということで、来年度より新たに事業を開始します。

また、新年度になりましたら、改めて事業の詳細等を共有したいと考えていますが、新たな事業が加わりますので、今後とも連携の強化ということでよろしくお願いします。

(平野会長)

次年度からは、新しく家計改善支援事業の担当者も本協議会のメンバーとして加わることでとなりますので、よろしくお願いします。

議事は以上になりますが、三田谷治療教育院の中野さん何かご発言ありますか。

(三田谷治療教育院 中野)

数年前から本協議会に参加し、就労準備支援事業が年々充実してきていることを大変嬉しく思っております。また、自立相談支援事業をはじめ、支援員の皆さんの頑張りが、私自身の

学びにもなっています。

私自身は、兵庫県よりひょうご発達障害者支援センターの委託を受け、コーディネーターをしております。相談支援の構築や地域づくり、チームアプローチ、多職種連携というようなことを、何らかの形で、皆さんと協働できればと考えています。

また、本人の思いなくして、共生社会の実現はないと思っていますので、障がいの有無に関わらず生きづらさを抱えている人への相談体制をしっかりと作りながら、本人の思いに耳を澄まして、そこから地域課題に発展できれば良いと思いました。

(平野会長)

成年後見制度だけでなく、広く意思決定支援の必要性があると思います。

最後に吉田副会長より結びのごあいさつをお願いします。

(吉田副会長)

私が本協議会に参加してから約2年になります。

初めて会議に参加した際に、とても素晴らしい活動をされていることを知らなかったのが驚いたと感想を述べたと思います。その後、新型コロナウイルス感染症の影響があったにも関わらず、その素晴らしい活動を継続しているだけでなく、今回は新たな計画の策定まで、提案されて、驚愕しております。

10年程前の私が弁護士になった当初は、各専門分野でなかなか連携が取れず、支援を必要としている人が社会から置き去りにされていることに、問題意識を持っていましたが、現在は連携が取れるようになってきていることに隔世の感を感じております。

皆さんの活躍をお聞かせいただき、とても刺激になりました。私自身もその素晴らしい活動の一助のなることができると思っています。勉強させていただきました。ありがとうございます。

(平野会長)

本日、ご発言いただけなかった委員の方もおられますが、次年度からも充実した会議を行っていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いします。

(事務局 吉川)

本日は、インターネット環境が悪い等、事務局の準備不足で慌ただしい会議となり、大変申し訳ございませんでした。

今年度の会議は、本日で最後となりますが、次年度は家計改善支援事業を含めた新たな事業計画を立てながら進めてまいりたいと思います。令和4年度の第1回目の会議日時につきましては、改めてご案内いたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(平野会長)

それではこれにて閉会します。

閉 会